

作成日 令和2年12月24日

働きやすい職場環境をつくることによって、職員の皆さんが仕事と子育てや介護を両立し、個々の能力を十分に発揮できることを目的に、以下の行動計画を策定しました。計画達成に向けて、具体的な取り組みを提案し実現して行きます。

1. 計画期間 令和3年2月1日～令和4年3月31日（1年2か月）

2. 目標と具体的な対策

目標1：妊娠中や産前産後休暇・育児休業復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

- 令和3年 2月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和3年 3月～ 相談員の研修
- 令和3年 4月～ 相談窓口の設置について職員への周知

目標2：育児・介護休業法に基づく育児・介護休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度について、パンフレットを作成し、職員及び管理職に配布し、制度の周知を図る。

- 令和3年 5月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和3年 6月～ 制度に関する管理職の研修
- 令和3年 7月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、職員及び管理職に配布し、職員に周知

目標3：令和3年11月30日までに、所定労働時間を削除するため、ノー残業デーを設定し、実施する。

- 令和3年 8月～ 職員へアンケート調査
- 令和3年 9月～ 各施設に問題点の検討
- 令和3年10月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年1回）及び職員への周知

目標4：令和4年3月31日までに、特別休暇等で有効的な休暇を1日程度増やす。

- 令和3年11月～ 年次有給休暇、特別休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年12月～ 運営会議等での検討開始
- 令和4年 1月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和4年 3月～ 職員への周知及び取得状況のとりまとめなどにより取得促進のための取組開始

※令和4年2月に、令和4年4月以降の次世代育成行動計画（第2回）を検討して決定する。
上記の行動計画の実行は、運営会議にて検討してすすめる。